

議案第274号

街路樹の管理のかしに基づく損害賠償額の決定について

上記の議案を提出する。

令和2年12月10日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

本件は、街路樹の管理のかしにより発生した事故による損害賠償の額を決定する必要があるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものである。

街路樹の管理のかしに基づく損害賠償額の決定について

街路樹の管理のかしに基づく損害賠償の額を次のように決定する。

1 損害賠償の相手方及び損害賠償額

損 害 賠 償 の 相 手 方	損 害 賠 償 額
福岡市東区 [REDACTED] [REDACTED]	725,834円

2 事件の概要

令和2年7月14日午後5時20分頃、市内博多区千代四丁目29番30号付近の道路の歩道上の街路樹の枝が枯れていたため、当該枝が折れて落下し、当該道路の車道で信号停止中の相手方 [REDACTED] 氏所有の小型乗用自動車に接触し、当該車両が破損して損害が生じたものである。